

APNIC 62に向けた意見交換ミーティング

2026.08.24

JPOPF運営チーム

ポリシー提案の状況

#	Status	提案名
prop-164	継続議論	IPv6最小割り振りサイズの変更 Allocations of IPv6 Resources longer than a /32 with a nibble boundary alignment
prop-165	継続議論	
prop-168	継続議論	IPv4アドレスの最大分配サイズの拡大 Increase to maximum IPv4 delegations
prop-169	新規提案	LIRに対するIPv4必要量評価の見直し Aligning IPv4 LIR Needs Assessment with Current IPv4 Delegation Policy
prop-170	新規提案	ニブルバウンダリを意識したIPv6アドレスの割り振り Nibble-Boundary Alignment for IPv6 Allocations
prop-171	新規提案	再分配されたIPアドレスのabuse対応責任の明確化 Operational Accountability for Abuse Contacts in Sub-Allocated Address Space
prop-172	新規提案	IPアドレスを通じたインターネット上の不正利用の定義 Defining Internet Abuse through IP Addresses
prop-173	新規提案	APNICディレクトリサービスの著作権および利用条件 Copyright and Acceptable Use Terms for APNIC Directory Services
prop-174	新規提案	prop-125の実装内容とポリシー文書の整合 Align implementation of Prop-125 in APNIC Policy (APNIC-127)
prop-175	新規提案	必要性に基づく初回IPv6 PI割り当て Needs-Based Initial IPv6 PI Assignment

prop-164:

IPv6最小割り振りサイズの変更

Allocations of IPv6 Resources longer than a /32 with a nibble boundary alignment

Allocations of IPv6 Resources longer than a /32 with a nibble boundary alignment

- IPv6アドレスの最小割り振りサイズを/32から**/40**に変更する提案です。
 - 前回提案では/36
- 現在/32より長い（例：/40）IPv6の割り当てを受けた組織は、そのアドレスを顧客や組織内にサブアロケーションした情報をWHOIS/RDAPで管理することができないため、WHOIS上で正確な情報を登録するためには/32の割り振りを受ける必要あり
 - ⇒ アドレス空間の過剰利用につながる可能性
- 本提案は最小割り振りサイズを/40とすることにより、このようなリソースの無駄使いを防ぎ、WHOIS/RDAPの正確性向上につながると提案者は主張しています。
- さらに本提案では割り振りサイズを、次の4bit境界（ニブルバウンダリ）とするとしています。
 - 例）/42での割り振り申請 ⇒ /40での割り振り実施

現文書

5.2.3.1. LIRからISPへのアドレス割り当て

LIRが下位ISPにアドレス空間を割り当てるための特定のポリシーは存在しません。各LIRは、LIRに割り当てられた総アドレスブロックの最適利用を促進するため、下位ISP向けの独自のポリシーを策定することができます。ただし、エンドサイトへのすべての/48割り当ては、LIRまたはその下位ISPによって登録されなければならない、これによりRIR/NIRが以降の割り当てが必要となった際にHD-Ratioを適切に評価できるようになります。

8.1. IPv6の最小割り当てサイズ

IPv6アドレス空間の最小割り当てサイズは/32です。
(略)

8.2.1. 既存のIPv4アドレス空間を有するアカウント保有者

(略)

IPv4割り当てを有するアカウント保有者は、/32 IPv6アドレスブロックの割り当てを受ける資格があります。

(略)

提案文書

5.2.3.1 LIRからISPへの割り当て

LIRが下位ISPにアドレス空間を割り当てるための特定のポリシーは存在しません。各LIRは、LIRに割り当てられた総アドレスブロックの最適利用を促進するため、下位ISP向けの独自のポリシーを策定することができます。ただし、エンドサイトへのすべての/48割り当ては、LIRまたはその下位ISPによって登録されなければならない、これによりRIR/NIRが以降の割り当てが必要となった際にHD-Ratioを適切に評価できるようになります。

LIRがISPに委任を行う場合、関連する委任の詳細をWhoisデータベースに更新する必要があります。

8.1 IPv6の最小割り当てサイズ

IPv6アドレス空間の最小割り当てサイズは/**40**です。
(略)

8.2.1 既存のIPv4アドレス空間を有するアカウント保有者

(略)

IPv4アドレスの割り当てを有するアカウント保有者は、/**40**のIPv6アドレスブロックの割り当てを受ける資格があります。

(略)

Allocations of IPv6 Resources longer than a /32 with a nibble boundary alignment

現文書

<現在なし>

8.3.1. 既存のIPv6アドレスリソース保有者

以前のIPv6アドレスポリシー [RIRv6-Policies] に基づき /35 の IPv6割り当てを受けたリソース保有者は、第8.2.2節の基準を満たしている限り、理由を提示することなく、直ちにその割り当てを /32 アドレスブロックへと拡大する権利を有する。

この /32 アドレスブロックには、RIR が当該アカウント保有者への今後の割り当てのために既に予約していた、既に割り当て済みのより小さなアドレスブロック（多くの場合、1 つまたは複数の /35 アドレスブロック）が含まれる。最小サイズである /32 を超える追加スペースの要求については、本書の他の箇所で説明されている通り評価される。

提案文書

8.2.3 将来の拡張に向けた IPv6 アドレス空間の確保

アカウント保有者が /28 より長い割り振りを申請した場合、APNIC は /28 アドレスブロックからスパースアロケーションを行う。ブロックサイズの差分は、当該アカウント保有者への将来の割り当てのために確保される。万が一、APNIC が利用可能な IPv6 プールを枯渇させ、さらなる分配を確保できなくなった場合、確保されたアドレス空間はフリープールに解放され、他のアカウント保有者へのさらなる分配に供される。

8.3.1. 既存のIPv6アドレスリソース保有者

/40 から /33 の範囲の IPv6 アドレスブロックを割り当てられたリソース保有者は、第8.2.2 節の基準を満たしている限り、理由を提示することなく、直ちにその割り当てを /32 アドレスブロックに拡大する権利を有する。

この /32 アドレスブロックには、RIR が当該アカウント保有者への今後の割り当てのために既に予約していた、既に割り当て済みのより小さなアドレスブロック（多くの場合、1 つまたは複数の **/40** アドレスブロック）が含まれる。最小サイズである /32 を超える追加スペースの要求については、本書の他の箇所で説明されている通り評価される。

Allocations of IPv6 Resources longer than a /32 with a nibble boundary alignment

現文書

<現在なし>

提案文書

8.4 IPv6割り振りサイズ

本ポリシーに基づき行われるすべての割り振り（初回およびその後の割り当て）において、割り振りサイズは次に近い4ビット境界（ニブルバウンダリ）に合わせる必要があります。例えば、アカウント保有者が/42のIPv6アドレスブロックの割り振りを申請した場合、追加の正当な理由を提示する必要なく、/40のIPv6アドレスブロックが割り当てられます。

項目	内容
レジストリおよびアドレスシステムに与える影響	適切な/28が利用できない場合の対応について検討が必要
APNICの運営/サービスに与える影響	小規模なIPv6割り当て、ニブルバウンダリでのサイズ設定、余剰IPv6アドレスの返還、および明示的な予約プロセスについて手順の変更が必要
ポリシーの法的影響	法的影響は確認されていません
実装	9ヶ月 ※prop-164とprop-170の両方がコンセンサスに至った場合、ポリシー間に矛盾が生じないよう、改訂案の起草が必要となります。

Allocations of IPv6 Resources longer than a /32 with a nibble boundary alignment

APNIC60での議論と結果



prop-164: IPv6最小割り振りサイズの変更

会場の意見

- /32であることによって生じる不正確性・問題の発生がピンと来ていない...
- APNICリザーブブロックへの影響は？⇒この変更で大きな影響はなさそう？

⇒問題意識が共感を得られず...

コンセンサス確認も挙手まばらであったが反対多数でコンセンサスには至らず。

⇒反対者はその理由を表明してほしい

22

JPOPM49:「JPNIC/APNIC Update+APIGA参加報告より」

https://www.jpoppf.net/JPOPM49Program?action=AttachFile&do=view&target=04_APNIC%2BAPIGA+Update.pdf

Allocations of IPv6 Resources longer than a /32 with a nibble boundary alignment

APNIC61での議論



prop-164: IPv6最小割り振りサイズの変更

会場の意見

- /36の割り振りができることでアドレス維持料の削減に？

⇒アドレスポリシーは料金について定める場ではない。

以前prop-159でこの認識確認は行われた。

- /32の割り振りでレコード正確性問題は解決する。

真の目的は節約性を重視したIPv6アドレス分配。

⇒IPv6はアドレスの節約よりも経路集成を意識した分配だったのでは？

提案者のリクエストで今回はコンセンサス確認はなし。

次回以降どうするかは引き続き議論したいとのこと。

prop-165:

IPv6専用ネットワークへのIPv4アドレスの移行目的での提供

Provision of IPv4 Address Space to IPv6-only Networks for Transitional Purpose

- IPv6のPAアドレスの分配を受けることができる組織に対して、IPv6専用ネットワークの推進を理由とした/24のIPv4アドレスの分配を可能とする提案
- 目的：
 - DNSなどの重要インフラに対するIPv6移行期のサポートが必要
 - IPv6専用ネットワークを構築した場合IPv4のアドレスの取得基準を満たさないケースが考えられるため
 - IPv4アドレスをを取得した組織にIPv6アドレスを無審査で分配していることから、その逆のポリシーを実装することによりポリシー全体の整合性を保つ

• 申請資格

- 現行のAPNICポリシーに基づき、IPv6の初回割り当てを受ける資格を有する組織は、本ポリシーに基づき、IPv4 /24の割り当てを1回に限り申請することができる。
- 申請者は、以下の事項を記載した簡潔な声明書を提出しなければならない。
 - 計画されているIPv6のみの導入内容
 - IPv4接続を必要とする移行期間中のサービス
 - IPv4割り当てに関連する条件への同意
- ホスト単位の詳細なIPv4利用根拠の提示は不要。

• 分配サイズ

- 委任の最大規模は、IPv4 /24 1つとする。
- 本ポリシーに基づき、1つの組織に対して発行される委任は1つに限られる。

- 「Final /8 ポリシー」との関係
 - 本ポリシーに基づき割り当てられた IPv4 アドレス空間は、「final /8 プール」から割り当てられるものとする
 - 現行の APNIC ポリシーに基づく受領者の IPv4 割り当て上限に算入されるものとする
 - 受領組織に許可されている IPv4 アドレス総保有数を増加させるものではない
- 利用条件
 - 割り当てられたIPv4アドレスブロックはIPv6専用ネットワークの運用および関連する移行機能を支援する目的でのみ使用されなければならない
 - 譲渡してはならず、
 - 他の組織に恒久的に再割り当てしてはならない。

- 定期的な確認

- APNICは、以下の事項について、定期的に確認を求める場合がある。
 - IPv6のみの導入が引き続き稼働していること、および
 - 委譲されたIPv4リソースが移行の目的上、依然として必要であること。
- こうした情報を提供しなかった場合、委譲が取り消される可能性がある。

- 返還要件

- 本ポリシーに基づき委譲されたIPv4アドレスブロックは、以下のいずれかに該当する場合、返還されなければならない。
 - 関連するIPv6割り当てが返還された場合
 - IPv6のみの展開が終了した場合
 - 移行目的でIPv4リソースが不要になった場合
 - 本ポリシーの条件が満たされなくなった場合

- 失効条項

- 残存するIPv4アドレスプールを保全するため、APNICは、以下のいずれかの条件が満たされた場合、本ポリシーに基づく新規の委譲を停止するものとする
 1. APNICが、過去12ヶ月間の平均割り当て率に基づき、「Final/8ポリシー」の下で委譲可能なIPv4アドレス空間が6ヶ月以内に枯渇すると予測する場合。または
 2. 「最終 /8 ポリシー」に基づき委譲可能なIPv4 アドレス空間の量が、APNICコミュニティによって定められた閾値を下回った場合。または
 3. APNIC 執行評議会が、本ポリシーの継続的な運用が、残存する IPv4 リソースへの公平なアクセスを著しく脅かすと判断した場合。

- 失効条項が発動された場合
 - 本ポリシーに基づく新たな委任は行われないものとする
 - 既存の委任については、本ポリシーを遵守することを条件として継続することができる
 - APNICは、サンセット条件が発動されたことを示す通知を公表するものとする。

項目	内容
レジストリおよびアドレスシステムに与える影響	一時的な再割り当てや再割り当てができるかどうか確認が必要。 目的に沿って利用されているかどうかをどのように確認すればよいか。
APNICの運営/サービスに与える影響	失効条項をどのタイミングで発動するか運用上の明確な指針が必要。
ポリシーの法的影響	修正する文章の検討が必要。
実装	失効条件が明確にならない限り具体的な実装にかかる期間が算出できない。

prop-168:

IPv4アドレスの最大分配サイズの拡大

Increase to maximum IPv4 delegations

Increase to maximum IPv4 delegations

- IPv4アドレスの最大分配サイズは/23となっているが、この最大サイズを/22まで拡大する提案。
- 新規取得者だけでなく上記ポリシー施行以降アドレスの分配を受けた組織も最大/22のアドレスを取得可能とする。
- あわせてアドレスプールが枯渇した場合に備え、/12をIPv4からIPv6への移行用として予約する。このアドレスから分配されたアドレスは移転の対象外とし不要となった際はAPNICに返却しなければならない。
- 目的：
 - 現在のペースではIPv4アドレスの枯渇まで9年間かかる。その間追加の分配を受けられない事業者は移転やリースによるアドレスの確保を余儀なくされており、この状況を改善したい。

Increase to maximum IPv4 delegations

現文書

6.1. IPv4の最小および最大分配サイズ

現在のIPv4の最小分配サイズは/24（256アドレス）です。

2019年2月28日（木）以降、各APNICアカウント保有者は、APNIC 103/8 IPv4アドレスプールから合計最大/23までのIPv4アドレス割り当てを受ける資格があります。

2019年7月2日（火）より、非103/8リソースの待機リストは廃止され、回収された非103/8リソースは現行ポリシーに基づき、残存IPv4プール内の103/8アドレスと同等に扱われます。

（略）

11.0. IPv4アドレスの移転

（略）

103/8から割り当てられたアドレスは、最初の割り当てから最低5年間は移転できません。

（略）

提案文書

6.1. IPv4の最小および最大分配サイズ

/22未満のアドレス空間を保有する会員は、追加のアドレス空間を申請し、保有するアドレス空間の合計を/22まで引き上げることが可能です。

IPv4アドレスを移転されたことのある会員は、そのIPv4アドレスのサイズに関わらずAPNICからのさらなる分配を受ける資格がありません。

11.0. IPv4アドレスの移転

（略）

利用可能なプールから割り当てられたアドレスは、割り当て日から最低5年間は譲渡できません。

会員が初期割り当てを受け、その後追加割り当てを申請した場合、当該会員への全ての割り当ては、直近の割り当て日から最低5年間は譲渡できません。

（略）

Increase to maximum IPv4 delegations

現文書

11.1.1. 譲渡対象となるアドレスに関する条件

最小分配サイズは /24 です。アドレスブロックは以下を満たす必要があります：

- APNIC が管理するアドレス範囲内であること
- 現在の APNIC アカウント保有者に割り振り済みまたは割り当て済みであること
- アドレスブロックは、移転時点から現行のすべての APNIC ポリシーの対象となります
- 103/8フリープールから分配されたアドレスは、元の分配から最低5年間は移転できません。

11.2.1. 譲渡対象となるアドレス空間の条件 (略)

APNICを含む一部のRIRでは、特定のアドレスブロックの移転に制限を設けています。APNICポリシーでは、103/8フリープールから分配されたアドレスは、最初の分配から最低5年間は移転できません。

提案文書

11.1.1. 譲渡対象となるアドレスに関する条件

最小分配サイズは /24 です。アドレスブロックは以下を満たす必要があります：

- 利用可能なプールから委譲されたアドレスは、最初の委譲が行われた日から最低5年間は譲渡できません。
- 移転元組織が過去5年以内にAPNICから分配を受けた場合、利用可能なプールから分配されたリソース（5年以上前に分配されたものを含む）は、直近の分配が行われた日から最低5年間は移転できません。

11.2.1. 譲渡対象となるアドレス空間の条件 (略)

一部のRIR（APNICを含む）では、特定のアドレスブロックの譲渡に制限を設けています。APNICのポリシーでは、利用可能なプールから割り当てられたアドレス空間について、会員への最新の割り当て日から最低5年間は譲渡を許可していません。

Increase to maximum IPv4 delegations

現文書

14.0. 合併・買収

APNICは、合併または買収の結果としてのAS番号、IPv6およびIPv4リソースの移転を処理し記録します。

103/8 IPv4フリープールから分配されたアドレスは、最初の分配から最低5年間は移転できません。
(略)

提案文書

14.0. 合併・買収

利用可能なプールから割り当てられたアドレスは、当該プールからの直近の割り当て日から最低5年間は移転できない。

Increase to maximum IPv4 delegations

現文書

<現在なし>

提案文書

5.1.5 IPv4からIPv6への移行に関する留保事項

APNICは、割り当て可能なプールから/12のIPv4サブネットを確保し、各新規アカウント保有者に最大/24のアドレスブロックを割り当てることを目的としています。これは、割り当て可能なプールが枯渇した後のIPv4からIPv6への移行を支援するためです。このプールから割り当てられたIPv4アドレスは譲渡の対象外であり、不要になった場合はAPNICに返還されなければなりません。現在IPv4アドレス空間を保有している、または過去に保有したことがあるアカウント保有者は、そのアドレス空間がAPNICに返還された場合を除き、本ポリシーに基づくアドレス空間の割り当て対象外となります。このプールからの割り当ては、一般割り当て用に利用可能または予約されている他のすべてのアドレス空間が枯渇した後に実施されます。

アカウント保有者が本ポリシーに基づき IPv4 割り当てを受けた後、そのアドレス空間を IPv4 から IPv6 への移行に使用していないことが判明した場合、APNIC は当該アカウント保有者から IPv4 リソースを回収することがあります。

Increase to maximum IPv4 delegations

現文書

5.7.2. 実験目的のための割り当て

APNICは、実験目的で使用するパブリックインターネットリソースを割り当てます。これらの実験目的の割り当ては、以下に説明する適格基準、条件、および制限の対象となります。実験が、以下の第5.7.2.1項または第5.2.7.2項のいずれかに記載された基準を満たす場合、割り当ての対象となります。

2022年7月9日、APNICは実験目的の割り当て用に59.191.232.0/21のIPv4アドレス空間を予約しました。

このアドレス空間は、5年後に予約が解除され、以下の第6.0節に記載されているIPv4ポリシーに従い、アカウント保有者への分配のために一般プールに戻されます。

提案文書

5.7.2. 実験目的のための割り当て

APNICは、実験目的で使用するパブリックインターネットリソースを割り当てます。これらの実験目的の割り当ては、以下に説明する適格基準、条件、および制限の対象となります。実験が、以下の第5.7.2.1項または第5.2.7.2項のいずれかに記載された基準を満たす場合、割り当ての対象となります。

2022年7月9日、APNICは実験目的の割り当て用に59.191.232.0/21のIPv4アドレス空間を予約しました。

項目	内容
レジストリおよびアドレスシステムに与える影響	フロント/バックエンドシステムの改修が必要 /12をIPv6移行用に予約すると、資格を持つ既存分配先への追加アドレスが不足する ポリシー6.1（待機リスト）の開始を変更する必要があるのではないか
APNICの運営/サービスに与える影響	申請数の急増により処理の遅延の可能性あり 5年間の移転禁止期間の開始タイミングについて明確化が必要
ポリシーの法的影響	IXP用/一時利用/実験用などの割り当てにも適用されるか明確化が必要 5.1.1で/16を予約することが規定されているが、追加された5.1.5記載の/12との関係はどのように考えれば良いか。
実装	9ヶ月

Increase to maximum IPv4 delegations

APNIC61での議論

▶▶▶ prop-168: IPv4アドレスの最大割り振りサイズ拡張

会場の意見

- ・ リースを減らしたいというのは賛成
- ・ IPv4アドレスポリシー策定の際にこれまで根底にあったのは後発企業に不利を作らず、IPv6導入のためのIPv4を分配し続けること。

⇒IPv4の早期完全枯渇はIPv6実装の枷に成りえる。

- ・ スタートアップにとって/23は最低限十分な量だ。
- ・ 条件にある移転禁止期間はアドレスの流動性を下げ、よりリースを促す可能性もある。

賛成も見られたが、中立・反対多数でコンセンサスには至らず。

prop-169:

LIRに対するIPv4必要量評価の見直し

Aligning IPv4 LIR Needs Assessment with Current IPv4 Delegation Policy

- 現在のポリシー文書ではLIRが初期分配を申請する際に、1年以内に少なくとも/23を利用する詳細な利用計画を示すことが求められています。しかし実際には審査対象となる分配サイズは/23より小さい場合があるため、ポリシー文書との不整合が発生しています。
- 本提案では『/23』を『審査対象となるIPv4分配サイズ』に変更し、ポリシー文章と実運用を整合させることを目的とした提案です。

現文書

6.2.1. LIR向けのIPv4

初期の IPv4 割り当てを受ける資格を得るには、LIR は以下の条件を満たさなければなりません。

- アップストリームプロバイダから /24 を使用しているか、または /24 に対する差し迫った必要性を証明すること、
- 過去に割り当てられたすべてのアドレス空間（過去の割り当てを含む）の管理において、適用されるポリシーを遵守していること、および
- 1年以内に少なくとも /23 を使用するための詳細な計画を提示すること

提案文書

6.2.1. LIR向けのIPv4

初期の IPv4 割り当てを受ける資格を得るには、LIR は以下の条件を満たさなければなりません。

- アップストリームプロバイダから /24 を使用しているか、または /24 に対する差し迫った必要性を証明すること、
- 過去に割り当てられたすべてのアドレス空間（過去の割り当てを含む）の管理において、適用されるポリシーを遵守していること、および
- **APNIC-127で定められた適用されるIPv4割り当て制限に従い、審査対象となるIPv4分配サイズを1年以内に使用するための詳細な計画を提示すること。**

項目	内容
レジストリおよびアドレスシステムに与える影響	特になし
APNICの運営/サービスに与える影響	各種資料の更新が必要
ポリシーの法的影響	法的影響は確認されていません
実装	3ヶ月

prop-170:

ニブルバウンダリを意識したIPv6アドレスの割り振り
Nibble-Boundary Alignment for IPv6 Allocations

- IPv6アドレスの可読性や運用性などからニブルバウンダリ(4の倍数)のプレフィックス長が望ましいと一般的に考えられていますが、現在のポリシーではニブルバウンダリを意識した割り振りは行われていません。
- 本提案は、IPv6アドレスの割り振り審査時に、ニブルバウンダリとなるプレフィックス長での割り振りを要求できることを追加するポリシー提案です。
- /32を超えるIPv6アドレスの割り振り時に、申請者がニブルバウンダリでのプレフィックス長を要求し、かつ長期的なIPv6アドレス利用計画を提出した場合、APNICはアドレス要件を満たす最小限のニブルバウンダリでプレフィックスを分配します。

現文書

<現在なし>

提案文書

8.0. IPv6の割り振り**ニブルバウンダリによる配置**

ニブルバウンダリとは、4で割り切れる長さのプレフィックスのことです。

第8.1項および第8.3.4項の目的上、長期的なIPv6アドレス利用計画とは、申請された割り当て規模を裏付ける文書を指します。これには、該当する場合、ユーザー、顧客、またはサイトの予想される増加、インフラの規模、階層的および地理的なネットワーク構造、セキュリティセグメンテーション、ならびに割り当ての計画上の有効期間などが含まれることがあります。

ニブルバウンダリによる割り振りは、申請者が明示的にこれを要求し、かつ該当する条項で要求される裏付けとなる長期的なIPv6アドレス利用計画を提出した場合にのみ適用されます。

ニブルバウンダリへの整合は、適格性、利用率、HD-Ratio、または必要書類に取って代わるものではなく、またそれらを軽減するものでもありません。また、これにより追加のアドレス空間に対する無条件の権利が生じるものでもありません。

これらの規定は、第8条に基づくIPv6の割り当てにのみ適用されます。これらは、第9条に基づくIPv6の割り当て方針を修正するものではありません。

現文書

8.1. IPv6最小割り振りサイズ

IPv6アドレスの最小割り振りサイズは /32 です。

(略)

提案文書

8.1. IPv6最小割り振りサイズ

IPv6アドレスの最小割り振りサイズは /32 です。

(略)

申請者がニブルバウンダリでの割り振りを明示的に要求し、長期的なIPv6アドレス利用計画を提示した場合、APNICは通常算出されたアドレス要件を満たすことができるニブルバウンダリの最小ブロックを割り振ります。

この規定は、本節に従ってアドレス要件が評価された後にのみ適用されます。これは、HD-Ratioに基づく利用率ポリシーや、いかなる裏付け文書の要件にも取って代わるものではありません。

第8.1節では、/32を最小割り当てサイズとして定め、それ以上の規模の初期割り当てのサイズ決定について規定しています。

「算出されたアドレス要件を満たすことができる、ニブルバウンダリの最小のブロック」という表現は、既存の方針に基づいて算出された要件を満たすことができる、ニブル境界に整列されたアドレス空間の最小量を意味します。この整列メカニズムは、その基礎となる要件を独自に設定または拡大するものではありません。

ニブルバウンダリによる割り振りが要求されない場合、初期割り当ては引き続き、既存の第8.1節および第8.2節の規則に基づいて処理されます。

現文書

8.3.4. 追加割り振りサイズ

アカウント所有者が、割り当てられたアドレス空間について許容可能な利用率を達成した場合、直ちに追加の割り当てを受ける資格が得られ、その結果、割り当てられたアドレス空間が2倍になります。

(略)

提案文書

8.3.4. 追加割り振りサイズ

アカウント所有者が、割り当てられたアドレス空間について許容可能な利用率を達成した場合、直ちに追加の割り当てを受ける資格が得られ、その結果、割り当てられたアドレス空間が2倍になります。

(略)

上記の1ビット倍増は、許容利用率のみに基づいて適格性が判断される場合、引き続きデフォルトの次の割り振りサイズとなります。

アカウント保有者が、デフォルトの2倍を超える追加割り当てについて、ニブルバウンダリにより割り振りを明示的に要求する場合、新たな要件を正当化する書類の一部として、長期的なIPv6アドレス利用計画を提出しなければなりません。

APNICがより大きな要件を検証した後：

1. 可能な場合、追加割り振りは、検証済みの要件に基づき、既存の割り振りを1つ以上のニブルバウンダリに拡張する形となります。

2. 既存の割り振りを拡張できない場合、または検証済みの要件を満たすのに十分な拡張ができない場合、APNICは、検証済みの追加要件を満たすのに十分なニブルバウンダリのブロックを用いて、別途新たな割り振りを行うことがあります。

現文書

(続き)

提案文書

(続き)

ニブルバウンダリによる割り振りが要求されない場合、その後の割り振りは、本節に定める既存の「1ビット倍増」および「ニーズに基づくサイズ設定」の規則に従って引き続き処理されます。

本改正により、1ビット倍増がデフォルトのその後の割り振りメカニズムとして維持されます。

アカウント保有者は、単にニブルバウンダリを好むという理由だけで、実質的により大きな割り振りを取得することはできません。デフォルトの倍増を超える要求については、まず既存のニーズに基づく基準の下で支持され、妥当性が確認されなければなりません。

この文言は、ARINポリシーで使用されている運用構造に従っています。すなわち、可能な場合は既存の割り振りを拡張し、十分な拡張が不可能な場合は、正当化されたサイズの別途の割り振りを行うものです。

- 変更されない条項
 - 8.2.1 既存のIPv4アドレス空間を保有するアカウント所有者
 - 8.2.2 既存のIPv4アドレス空間を持たないアカウント保有者
 - 8.3.1 既存のIPv6アドレス資源保有者
 - 8.3.2 適用されるHD-Rario
 - 8.3.3 代替的な配分基準
 - 9 IPv6の割り当て
- 以下の既存の仕組みについても変更なし
 - IPv6最小割り振りサイズ(/32)
 - HD-Ratioの値と利用率のしきい値
 - デフォルトの次回の割り当てサイズとして1ビット倍増
 - APNICのスパースアロケーションフレームワーク
 - 複数の独立したネットワークに関する例外

項目	内容
レジストリおよびアドレスシステムに与える影響	レジストリシステムや内部ツールでは、既存のニーズに基づく評価モデルを維持しつつ、二ブルバウンダリに整合した割り当て結果をサポートする必要がある場合があります。
APNICの運営/サービスに与える影響	内部文書の更新が必要
ポリシーの法的影響	法的影響は確認されていません
実装	6ヶ月 ※prop-164とprop-170の両方がコンセンサスに至った場合、ポリシー間に矛盾が生じないよう、改訂案の起草が必要となります。

prop-171:

再分配されたIPアドレスのabuse対応責任の明確化

Operational Accountability for Abuse Contacts in Sub-Allocated Address Space

- 上位組織から下位組織に対してIPアドレスの再分配が実施されたIPアドレスのabuse問い合わせ窓口について、分配元の上位組織が以下のいずれかの対応を保証することを必須とする提案です。
 - 分配をうけた下位組織によって直接運営されている
 - 上位組織によって運営され、かつ不正申告時に下位組織に転送するための信頼できるプロセスを有している
 - 正当なabuse申告を不当な遅延なく運用責任を負う当事者に確実に届くことを保証するその他の取り決めがある
- あわせて、様々な再割り当てのケースごとのガイドラインをコミュニティとの議論を行って作成することをAPNICに求めています。

Operational Accountability for Abuse Contacts in Sub-Allocated Address Space

- 例) リソースレコードとIRTオブジェクト

```
inetnum:      218.100.6.0 - 218.100.6.255
netname:      BBIX-TOKYO
descr:        BBIX Service Network
descr:        Tokyo
country:      JP
org:          ORG-BC11-AP
admin-c:      ST344-AP
tech-c:       ST344-AP
abuse-c:      AB1031-AP
status:       ASSIGNED PORTABLE
remarks:      Send abuse reports to abuse@bbix.net
mnt-by:       APNIC-HM
mnt-irt:      IRT-BBIX-NON-JP
last-modified: 2020-06-22T05:44:42Z
source:       APNIC
```

```
irt:          IRT-BBIX-NON-JP
address:      Tokyo Port City
address:      1-7-1, Kaigan
address:      Minato-ku,Tokyo,105-7590,Japan
e-mail:       [REDACTED]@bbix.net
abuse-mailbox: [REDACTED]@bbix.net
admin-c:      ST344-AP
tech-c:       ST344-AP
auth:         # Filtered
remarks:      stsuruma@bbix.net was validated on 2026-03-11
mnt-by:       MAINT-BBIX-NON-JP
last-modified: 2026-08-10T05:43:15Z
source:       APNIC
```

[Report invalid contact](#)

<https://www.apnic.net/community/policy/proposals/prop-171>

投稿され次第更新

prop-172:

IPアドレスを通じたインターネット上の不正利用の定義

Defining Internet Abuse through IP Addresses

- APNICが管理するIPアドレスを使った「インターネット上の不正利用」とは何かを明確に定義する提案です。
 - 現在のポリシーでは「インターネット上の不正利用」が定義されていないことにより、ポリシーの執行が阻害されているのではないかと
- 定義内容：
 - 不正利用に該当する行為の種類
 - 最初に誰が該当性を判断するか
 - APNICの役割
- 新しい罰則や監視義務を導入する提案ではなく、不正利用に対する共通の定義を作り既存のabuse窓口への対応義務を分かりやすくし、将来のルール作りの土台にすることを目的としています。また本提案によりAPNIC自身が個々の事案を裁定する権限を持つわけでもありません。

現文書

<現在なし>

提案文書(例)

「IPアドレスを通じたインターネットの悪用」とは、APNICアカウント保有者に登録または保有されているIPアドレス、あるいは一連のIPアドレスを、インターネットのセキュリティ、安定性、または信頼性に技術的な損害を与えるような方法で使用することを指します。これには、リソース保有者が実質的かつ運用上の能力をもって対処できる違法行為を助長すること含まれます。これには、以下が含まれますが、これらに限定されません：

- ボットネットのコマンド&コントロールインフラを含むマルウェアの配布またはホスティング；
- 分散型サービス拒否（DDoS）トラフィックの発信、増幅、またはリフレクション；
- BGPハイジャック、および未割り当て、予約済み、または不法占拠されたアドレス空間の使用を含む、故意または重大な過失によるルーティング層の悪用；
- 上記を助長するためのIPアドレスリソースの不正な取得、譲渡、または再割り当て；
- フィッシング、詐欺、詐欺行為、または欺瞞的な目的で正当な組織を装うために使用されるインフラのホスティング

現文書

<現在なし>

提案文書

善意による運用上の誤り（不注意によるルーティング設定の誤りを含む）が発見され、速やかに是正された場合、本定義における「悪用」には該当しません。また、リソース保有者のネットワーク上で、顧客、ユーザー、従業員などの第三者による違法行為が発生した場合であっても、リソース保有者がその行為の通知を受けた際に、本定義に従って速やかに対処した場合は、「悪用」には該当しません。

報告された行為が濫用にあたるかどうかの判断は、第一義的にはリソース保有者に委ねられる。これは、正当な根拠に基づいて報告を行った当事者からリソース保有者が通知を受け、かつ対応する実務上の能力を有している場合に適用される。対応の遅れや不備が単発的に生じただけでは、それ自体ではこの定義に基づく濫用には該当しない。この定義は、個別の過失ではなく、対応を怠る行為やその傾向を対象としている。

現文書

<現在なし>

提案文書

この種の報告された行為に対処するために善意をもって行動すること（立証された通知への合理的な信頼を含む）は、それ自体、濫用には該当しない。また、それ自体が、より広範な監視義務を生じさせるものではなく、この定義で定められた範囲を超える責任の承認に相当するものでもない。資源保有者に対しては、後日争いが生じた場合に本項に基づく善意の信頼を立証できるよう、受領した通知およびそれに対して講じた措置の記録を保管することが推奨されるが、義務付けられているわけではない。

誤解を避けるために申し添えますが、APNICには不正利用に関する裁定を行う権限はありません。インターネット番号リソースの管理主体として、APNICは、リソース保有者に対し、不正利用への対応および是正措置を講じる責任を負わせるという従来 of 責務を引き続き担っています。

投稿され次第更新

prop-173:

APNICディレクトリサービスの著作権および利用条件
Copyright and Acceptable Use Terms for APNIC Directory Services

- APNICがWHOIS、RDAP、ウェブ検索、関連APIを通じて提供している登録情報について一括取得(Bulk Access)を除く通常の利用時における利用条件等が設定されていません。本提案は、この利用条件を制定することを目的としています。
- 具体的には、以下のような内容を含む利用規約を制定することとしています。
 - 適用範囲
 - APNICの権利
 - 許容される利用
 - 禁止される利用
 - 保存、複製、再配布の考え方
 - 検索制限
 - 利用条件の表示
 - 違反への対応

Copyright and Acceptable Use Terms for APNIC Directory Services

1. 適用範囲

APNICは、以下を通じて、APNICを権威情報源とするディレクトリデータにアクセスし、照会し、受領し、または利用する、あらゆる個人またはシステムに適用される「APNICディレクトリサービス利用規約」を公開する。

WHOIS

RDAP

APNICのウェブベースのディレクトリ検索

同等の登録データを提供するAPI

このポリシーは、APNICを権威情報源とするデータ、および情報源がAPNICであると特定されたオブジェクトに適用される。他のレジストリからミラーリングされた、または参照されたデータには、引き続き、そのデータの権威情報源であるレジストリの利用条件が適用される。

このポリシーにおける「利用者」は、サービスへ直接アクセスする個人だけでなく、その者に代わって自動アクセスが行われるようにする個人または組織も含むよう、広く定義する。

2. 一括アクセスとの分離

通常の照会に関するポリシーは、既存の一括アクセス契約とは別の文書とする。

このポリシーでは、一括ダウンロードまたはミラーリングを行う権利を付与するものではないことを明記する。大量のアクセス、データの相当部分の抽出、ミラー、または代替データベースを必要とする利用者は、別途管理されるAPNICの一括アクセス手続きを通じて申請するものとする。

3. 著作権および知的財産権に関する声明

このポリシーでは、APNICがオーストラリア法に基づいて利用可能なすべての著作権およびその他の権利を主張しなければならないことを定める。

4. 許可される利用

このポリシーでは、以下を含む、明確に定められたインターネット運用上および技術研究上の目的のために行われる、通常の少量照会を明示的に許可する。

ルーティングポリシーおよびルーティングポリシーへの準拠状況を評価すること

ネットワークのトラブルシューティングおよび運用上の調整を行うこと

インターネット番号資源の保有者または運用者を特定すること

インターネット番号資源の一意性および正確な登録を維持すること

逆引きDNSを提供し、またはその問題を調査・解決すること

ネットワーク上の不正利用またはセキュリティインシデントを報告、調査および軽減すること

違法または有害な利用が疑われる資源を特定すること

インターネットの運用、ルーティング、セキュリティ、耐障害性、またはトポロジーに関する科学的・技術的研究を行うこと

適法な資源登録上の紛争への対応を支援すること

権限を有する当局からの法的に有効な要請に対応すること

5. 禁止される利用

このポリシーでは、以下の利用を禁止する。

広告、ターゲティング広告、ダイレクトマーケティング、見込み顧客の獲得、マーケティング調査、またはこれらに類する活動

連絡先リストまたはマーケティング用リストの作成

嫌がらせ、威迫、監視、または違法行為

ディレクトリデータを利用して人口統計学的なプロフィールを作成すること

ディレクトリデータを利用して、アドレス、ネットワーク、組織、または個人の地理的位置を推定し、またはその位置を示すこと

ディレクトリデータをデータ商品として販売、ライセンス供与、または再公開すること

書面による許可を得ずに、商用のデータ補完、プロファイリング、または検索サービスの一部としてディレクトリデータを提供すること

通常の照会インターフェースを通じて組織的にデータを収集すること

分散したホスト、アドレス、アカウント、または仲介者を利用してレート制限を回避すること

ディレクトリサービスの可用性、完全性、またはセキュリティを妨害すること

APNICディレクトリデータベースに明記された目的と一致しない利用

商用ネットワーク事業者またはセキュリティ事業者による通常の運用上の利用は、その組織が商業的に事業を行っているという理由だけでは禁止されない。ただし、ディレクトリデータ自体を再販売、再公開、または独立した商用データ商品として提供しないことを条件とする。

6. 複製、保存および再配布

許可されたインターネット運用上または技術研究上の目的に必要な場合を除き、利用者は、APNICの事前の書面による許可を得ることなく、データベースの相当部分を複製、永続的に保存、編集・集積、送信、再包装、再配布、または利用可能な状態にしてはならない。

このポリシーでは、許可された利用のために必要な場合、個々の照会結果を限定的かつ一時的にキャッシュすることを認めることができる。APNICは、適用される保存期間、更新、セキュリティおよび削除に関する要件を公開する。

キャッシュを、代替となるディレクトリデータベースの構築、または一括アクセス手続きの回避に利用してはならない。

許可された第三者への再提供についても、少なくともAPNICのポリシーと同等の保護を与える制限を引き続き適用する。

7. 照会方法およびレート制限

APNICは、セキュリティ、プライバシーおよび運用上の目的のため、照会量、照会頻度、同時実行数および結果の大きさについて、合理的な制限を設定し、実施することができる。

このポリシーでは、これらの制限を回避しようとする行為を禁止する。

APNICは、以下を公開する。

過剰な照会を特定するために使用する一般原則

アクセスを遮断された利用者が、制限された理由を確認する方法

正当な運用上または研究上の利用者が利用できる連絡窓口または再審査手続き

承認された大量アクセスまたは一括アクセスを取得するための手続き

制限を公開することで、その回避が実質的に容易になる場合、またはサービスのセキュリティが脅かされる場合、APNICはその制限を公開する必要はない。

8. 各サービスを通じた通知

このポリシーは、ディレクトリデータが提供される前、または提供される時点で、容易に確認できるようにする。

WHOISの応答には、実質的に以下と同等の簡潔な通知を含める。

% APNICディレクトリサービスのデータには、APNIC

% ディレクトリサービス許容利用ポリシーが適用されます。

% このサービスを照会または利用することにより、利用者は

% これらの条件に同意したものとみなされます。

% 著作権者：APNIC。詳細は以下を参照してください。

RDAPの応答には、以下を含める。

ポリシーを特定するnoticesエントリ

relをterms-of-serviceに設定したリンク

著作権または知的財産権に関する通知

現行ポリシーのURL

ウェブの照会インターフェースには、ポリシーへのリンクを表示するとともに、照会の送信および検索結果の利用には当該ポリシーが適用されることを明示する。

これらの通知では、安定して維持管理され、HTTPリダイレクトの対象とならないHTTPSのURLを使用する。

9. 執行および再審査

利用者がポリシーに違反したとAPNICが合理的に判断した場合、APNICは、警告、速度制限、一時停止、遮断、またはアクセスの終了を行うことができる。これらの措置は、自動化された方法で実施されることがある。

制限を反復して、または故意に回避した場合、通常の照会アクセスを長期間または恒久的に拒否されることがある。

このポリシーでは、アクセスが誤って制限されたと考える利用者、または正当な運用上もしくは技術研究上の必要性を立証できる利用者のために、再審査の仕組みを設ける。

10. 過去の保護水準を下限とすること、および将来の改正

このポリシーは、APNICがその初期の運用期間中に公開していた著作権および権利制限に関する表示よりも、実質的に保護水準の低いものとしてはならない。特に、以下の事項に関する保護水準を維持する。

著作権の主張

複製および永続的な保存

送信および再配布

ターゲティング広告およびこれに類する活動

合意されたインターネット運用上の目的以外での利用

過剰な自動照会

prop-174:

prop-125の実装内容とポリシー文書の整合

Align implementation of Prop-125 in APNIC Policy (APNIC-127)

Align implementation of Prop-125 in APNIC Policy (APNIC-127)

- APNIC 46でコンセンサスとなったprop-125ではIRTオブジェクトに登録される abuse-mailboxが機能しているかを検証することを定めた提案でした。その実装内容がポリシー文書記載の内容と異なることから、実装内容をポリシー文書に反映させることを目的とする提案です。
- 具体的には、abuse-mailboxの要件や果たすべき役割の定義などを現ポリシー文書に追加する提案となっています。
- またメールボックスでの受信可能フォーマットの指定やWebフォームでの受付では不十分であることの明記など、実装内容と現ポリシー文書との整合だけでなく、新たな内容も含まれています。

Align implementation of Prop-125 in APNIC Policy (APNIC-127)

現文書

5.3.3. IPv4の最小および最大分配サイズ
(略)

さらに、APNIC Whoisデータベース内の各リソースレコードについて、インシデント対応チーム（IRT）オブジェクトを登録することが義務付けられています。IRTオブジェクトに記載された連絡先（電子メール、abuse-mailbox属性）は定期的に確認し、これらの連絡先宛てに送信された不正利用に関する苦情には、速やかに回答し、問題を解決しなければなりません。

提案文書

5.3.3. IPv4の最小および最大分配サイズ
(略)

インシデント対応の連絡先

- a) APNIC Whoisデータベース内の各リソースレコードについて、インシデント対応チーム（IRT）オブジェクトを登録することが必須です。
- b) IRTオブジェクトには、不正利用連絡先メールアドレス属性（「abuse-mailbox」）を含める必要があります。abuse-mailboxは、以下の要件を満たす必要があります。
- 有効であり、自動レポートを含む電子メールを受信できること。
 - 受信したレポートが、適切な審査、優先度判定、またはエスカレーションのプロセスを経ることを保証すること。これには自動処理が含まれる場合がありますが、正当なレポートが体系的に無視または却下されないことを条件とします。
 - プレーンテキスト、XARF (eXtended Abuse Reporting Format) などの構造化された不正利用報告フォーマット、または一般的な添付ファイル形式（テキスト、CSV、PDF、標準的なログファイル形式など）で送信された自動レポートを受け付けること；不正利用報告用メールアドレスは、通常のメールシステムに適用されるような標準的なスパム対策、マルウェア対策、メッセージサイズ制限、または送信頻度制限措置を適用してもよい。ただし、そのような措置が正当な不正利用報告の受信を体系的に妨げないことを条件とする。

Align implementation of Prop-125 in APNIC Policy (APNIC-127)

現文書

(続き)

提案文書

c) 不正利用の報告を送信するための手段として、Webフォームのみを用いることはしてはならない。Webフォームが提供されている場合でも、それは正常に機能する不正利用報告用メールボックスの代替ではなく、それを補完するものでなければならない。

d) 「abuse-mailbox」宛てに送信された不正利用の報告については、苦情を解決するために速やかに回答しなければならない。

IRTおよび関連連絡先の検証

e) APNICは、IRTオブジェクトに記載されているabuse-mailboxおよびその他のメールアドレスを含むIRT連絡先について、少なくとも6か月ごとに1回検証を行い、その裁量により追加の検証を行う場合がある。

f) APNICは、このプロセスの一環として、同一アカウントに関連付けられたadmin-cおよびtech-c連絡先の電子メールアドレスについても検証を行うことがあり、これにより、すべての登録連絡先情報が正確かつ有効であり、正常に機能していることを確認する。

g) アカウント保有者は、APNICからの検証依頼を受領してから15日以内に、いかなる検証チェックも完了しなければならない。

Align implementation of Prop-125 in APNIC Policy (APNIC-127)

現文書

(続き)

提案文書

- h) IRTの連絡先情報が検証に失敗した場合、APNICは以下の措置を講じます。
- APNIC Whoisデータベースにおいて、当該IRTオブジェクトを「無効」としてマークする。
 - 適用されるポリシーおよび手順に従い、他の登録済み連絡先情報を使用してアカウント保有者に連絡を取る。
- i) 検証に失敗してから30日経過してもIRT連絡先が依然として無効な場合、有効なIRT連絡先情報が提供され、その検証が成功するまで、アカウント保有者のMyAPNICへのアクセスは制限されます。
- j) 有効なIRT連絡先を維持できない状態が継続する場合、または条項(b)で要求される通り、不正利用報告を監視・対応できない場合は、本ポリシーの違反とみなされ、まずは以下のエスカレーション手順を通じて対処され、是正されない場合は、会員契約の違反条項に基づき対処されます（これには、委任されたリソースの取り消しが含まれる場合があります）。本項に基づくAPNICの対応は、不履行の性質および期間に見合ったものとし、継続的な損害を防止するために即時の措置を要する事情がない限り、以下の順序で適用されるものとする。

Align implementation of Prop-125 in APNIC Policy (APNIC-127)

現文書

(続き)

提案文書

- j) 有効なIRT連絡先を維持できない状態が継続する場合、または条項(b)で要求される通り、不正利用報告を監視・対応できない場合は、本ポリシーの違反とみなされ、まずは以下のエスカレーション手順を通じて対処され、是正されない場合は、会員契約の違反条項に基づき対処されます（これには、委任されたリソースの取り消しが含まれる場合があります）。本項に基づくAPNICの対応は、不履行の性質および期間に見合ったものとし、継続的な損害を防止するために即時の措置を要する事情がない限り、以下の順序で適用されるものとする。
- i) 具体的な不履行内容および是正のための合理的な期間を明記した書面による通知
 - ii) APNIC WhoisデータベースにおけるIRTオブジェクトのステータスを「無効 (Invalid)」とする (条項hに準ずる)
 - iii) MyAPNICへのアクセス制限 (条項iに準じて)
 - iv) 違反が継続的かつ立証可能であり、かつ手順(i)~(iii)によって60日以内に是正されなかった場合、またはリソース保有者の行為がインターネット番号リソースシステムのセキュリティに対して継続的かつ実証可能なリスクをもたらす場合、会員規約の違反規定に基づき、さらなる措置を講じるよう付託すること。

Align implementation of Prop-125 in APNIC Policy (APNIC-127)

現文書

<現在なし>

提案文書

5.3.4. 不正利用連絡先情報の公開

APNICは、他の地域インターネットレジストリ（RIR）で使用されている「abuse-c」の慣例に準拠し、対応するIRTオブジェクトから自動的に生成されたリソースレコードの「abuse-c」属性を、APNIC Whoisデータベースに公開するものとする。

prop-175:

必要性に基づく初回IPv6 PI割り当て
Needs-Based Initial IPv6 PI Assignment

- 現行のポリシー文書では原則/48となっているIPv6 PIアドレスの初期割り当てサイズを、割り当て先ネットワークの状況に応じて緩和する提案です。
- 現在/48を超えるIPv6 PIアドレスが必要な場合であっても初期割り当てサイズが/48となっているため、申請者はいったん/48を受け取った後再度追加分のアドレスを申請する必要があるため、申請者、APNICともに負担となっていると提案者は指摘しています。

現文書(ポリシー文書)

9.1.4.1. 初期割り当て

適格な申請者に対するIPv6 PIの初期割り当ては/48である。

https://www.apnic.net/community/policy/resources#a_h_9_1_4_1

提案文書

9.1.4.1. 初期割り当て

適格な申請者に対するIPv6 PIアドレスの初回割り当ての最小単位は、/48とする。

申請者が初回申請の時点で、/48を超えるIPv6 PIアドレス空間の必要性を立証した場合、APNICは、IPv6の割り当ておよび割り当て申請に関するAPNICガイドラインの第9.2節に規定される、適用可能なニーズに基づく基準を用いて当該申請を評価するものとする。

実証された要件が正当であると認められる場合、APNICは/48を超える初期IPv6 PI割り当てを承認することがあります。

割り当てサイズは、実証された要件に基づき、かつ、APNICの既存の原則である節約、集約、公平性、およびグローバルルーティングテーブルの肥大化の最小化と整合するものでなければなりません。

申請者は、割り当てられたアドレス空間が意図された目的のために使用され、かつ既存のIPv6 PI割り当て要件に準拠することを実証しなければならない。

現文書(ガイドライン)

9.2. 追加割り当て

「APNIC インターネット番号リソースポリシー」の第 9.1.4.2 項に基づく、その後のプロバイダ非依存 (PII) 割り当ての適格性は、以下の条件に従うものとする。

/48 より大きなアドレスブロックは、以下の条件を満たす場合に割り当てることができる。

1. ネットワークアドレス計画において、その必要性が /48 の HD Ratio 0.94 を上回ることが示されている場合 または
2. ネットワーク計画が複数の独立したネットワークを対象としている場合。すなわち、当該組織は、独立したネットワークを構築する必要性または要件を実証でき、かつ
3. 当該組織は、前回の割り当ての利用により、グローバルルーティングアナウンスの数が最小限に抑えられ、当該ブロックの集約が最大限に行われたことを実証でき、かつ
4. グローバルIPv6ルーティングテーブルの肥大化を最小限に抑えるために、その後の割り当てをどのように管理するかを説明できること。

<https://www.apnic.net/about-apnic/corporate-documents/documents/resource-guidelines/ipv6-guidelines/#PI-subsequent>

提案文書

9.2. 初期割り当て

(略)

APNICインターネット番号リソースポリシーの第9.1.4.1項に基づき申請される初期のIPv6 PI割り当てについては、以前の割り当ての利用実態を証明する要件は適用されません。

初回申請については、追加割り当ての管理に関する要件は、提案された初回割り当てに適用されるものと解釈される。申請者は、提案された割り当てが、グローバルな経路広報を最小限に抑え、集約を最大限に高め、かつグローバルなIPv6ルーティングテーブルの肥大化を最小限に抑えるよう管理されることを実証しなければならない。

現文書(ガイドライン)

9.1.4 プロバイダ非依存 (PI) 割り当て

申請資格：

APNICまたはその他の地域インターネットレジストリ (RIR) から過去にIPv4の割り当てを委譲されたことがない組織または個人は、/48のIPv6 PI割り当てを申請する資格があります。

対象となる組織または個人は、「APNIC インターネット番号リソースポリシー」の第 9.1.4 節に規定されている、要求するアドレス空間の正当性を含む、IPv6 PI 割り当てに関する APNIC ポリシーで定められた要件を満たさなければなりません。

IPv6アドレス空間のアナウンスに関する合意：

/48のIPv6 PI割り当てを受けた組織または個人は、割り当て日から12ヶ月以内に当該IPv6アドレス空間を使用し、アナウンスすることに同意しなければなりません。

監視および回収：

APNICは、割り当てられたPI IPv6アドレス空間の利用状況を確保するため、当該アドレス空間を監視する場合があります。

12か月の期間が経過した後も、IPv6 PIアドレス空間がアナウンスされていない場合、またはAPNICが当該アドレス空間が本来の目的で使用されていないと判断した場合、割り当てられたIPv6 PIアドレス空間は回収の対象となります。

回収されたIPv6 PIアドレス空間は、再割り当てのためにフリープールに戻されます。

提案文書

9.1.4 プロバイダ非依存 (PI) 割り当て

＜初期割り当てに関する記載を下記に修正＞

IPv6 PIの初回割り当ての最小単位は/48である。申請者が初回申請の時点で/48を超える必要性を立証した場合、当該申請は第9.2項に基づき審査されるものとする。

JPOPF-ST